資料１

**協議事項(1)**

令 和 6 年 2 月 9 日
坂井市公共交通対策課

# 坂井市地域公共交通会議設置要綱の改正（案）について

１　協議内容

坂井市地域公共交通会議設置要綱の改正

２　改正の理由

坂井市地域公共交通会議の所掌事務である地域公共交通計画の策定について、国等の補助金を活用するため、経費の負担に係る事項、監査及び財務等に関する事項を定める。

３　主な改正内容

・交通会議に係る事務局及び事務局長について明記（第６条関係）
・補助対象事業者は計画を策定するための法定協議会となることから、計画策定に係る経費は交通会議で負担する旨明記（第７条関係）
・監査に関し、委員の中から監事を１名選任する旨明記。（第８条関係）
・財務に関し、別に定める旨明記（第９条関係）

４　その他

第９条に関連し、「坂井市地域公共交通会議財務規程」を別に定める。

５　改正日（予定）

令和６年４月１日